那珂川町特殊詐欺電話撃退機器購入費補助金交付要綱

令和２年９月４日

那珂川町告示第５１号

（趣旨）

第１条　この要綱は、町内における高齢者の特殊詐欺被害を未然に防ぐため、那珂川町特殊詐欺電話撃退機器購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、那珂川町補助金等交付規則（平成１７年那珂川町規則第４７号）及び那珂川町補助金等の交付に関する規程（平成２８年那珂川町告示第１０３号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、「特殊詐欺電話撃退機器」（以下「撃退機器」という。）とは、次の各号に掲げるいずれかの機能を有する電話機又は電話機に接続可能な機器とする。

⑴　電話をかけてきた者に対し、通話を録音する旨の告知及び当該通話の録音を自動的に行う機能

⑵　特殊詐欺を目的としていることが疑われる電話番号からの着信であることを自動的に判別する機能

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、那珂川町内に住所を有し、かつ、その世帯員全員に町税等の滞納がない者であって、次の各号に掲げるいずれかの要件を満たす者とする。

⑴　６５歳以上の独居の世帯主

⑵　平日の日中に在宅する世帯員が６５歳以上の者のみになる世帯の世帯員

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、本要綱の施行日以降に支払った撃退機器の購入費及び取付費とする。

（補助率及び補助限度額）

第５条　補助金の補助率は、補助対象経費の消費税を含めた総額の２分の１以内とし、補助限度額は５，０００円とする。

２　前項の規定により算出した金額に１００円未満の端数があるときは、当該端数

を切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第６条　補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、特殊詐欺電話撃退機器購入費補助金交付申請書兼請求書（別記様式第１号）に次の各号に掲げる関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

⑴　撃退機器の説明書及び保証書

⑵　補助対象経費の額及び日付が明記された領収書

⑶　その他町長が必要と認める書類

２　前項の規定による申請は、撃退機器の購入又は取付をした日から起算して１年以内に行わなければならない。

（交付の決定）

第７条　町長は、前条に定める申請があったときは、その内容を審査し、予算の範囲内において、補助金の交付の可否を決定する。

２　前項の規定により、補助金を交付することに決定したときは特殊詐欺電話撃退機器購入費補助金交付決定通知書（別記様式第２号）により、補助金を交付しないことに決定したときは特殊詐欺電話撃退機器購入費補助金不交付決定通知書（別記様式第３号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

３　補助金の交付は、１世帯につき１回限りとする。ただし、災害など補助対象者及びその世帯員の責めに帰さない事由により、撃退機器の第２条に掲げる機能が失われた場合であって、町長が特に認めたときは、この限りではない。

（調査等）

第８条　町長は、必要があると認めたときは、前条の交付決定を受けた者及び撃退機器の設置状況等について調査し、又は報告を求めることができる。

（交付決定の取り消し）

第９条　町長は、第７条の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、その交付決定を取り消すことができる。

⑴　虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき

⑵　その他町長が補助金を交付することが適当でないと認める事由があるとき

２　町長は、前項の規定により、交付決定を取り消したときは、特殊詐欺電話撃退機器購入費補助金交付決定取消通知書（別記様式第４号）により、当該取消しを受

けた者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第１０条　町長は、前条の規定により、交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

２　前項の規定により、補助金の返還を命ぜられた者は、当該補助金を定められた期限までに返還しなければならない。

（実績報告及び補助金の額の確定）

第１１条　この要綱において、那珂川町補助金等交付規則第１３条に規定する実績報告は不要とする。また、同規則第１６条に規定する補助金の額の確定は行わない。

（その他）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、告示の日から施行し、令和５年３月３１日に失効する。

ただし、失効の日までに補助金の交付決定を受けた者については、この日以降もその効力を有する。